

達令公示第9号

宗務役員の任用等に関する規程の一部を改正する達令を次のように公示する。

2025年6月27日

宗務総長 木 越 渉

宗務役員の任用等に関する規程の一部を改正する達令

宗務役員の任用等に関する規程（2018年達令公示第9号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項第4号を次のように改める。

(4) 出仕（式務員業務従事者を除く）

第4条第5項第1号次のように改める。

(1) 出仕（式務員業務従事者）

第4条第5項第2号から第20号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える

(2) 鍵役補

第5条第1項第6号中「第28条」を「第29条」に改め、同項第9号から第18号までを1号ずつ繰り下げ、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 鍵役補 定衆もしくは定衆に任用されたことのある者の中から、本廟部長の上申により任用する。

第6条中「第35条」を「第36条」に改める。

第7条中「第28条」を「第29条」に改める。

別表中「常勤の出仕（部長待遇）」を「部長待遇の出仕（式務員業務従事者）」に、「常勤の出仕（次長待遇）」を「次長待遇の出仕（式務員業務従事者を除く）」に、「一般職及び専門職の宗務役員（ただし、式務員並びに巡監及び用務員を除く）」を「一般職及び専門職の宗務役員（ただし、式務員及び常勤の出仕（式務員業務従事者）並びに巡監及び用務員を除く）」にそれぞれ改め、「式務員」の前に「常勤の出仕（式務員業務従事者）、鍵役補及び」を加える。

## 附 則

この達令は、2025年7月1日から施行する。